

2020. 4. 23. No384

おきがくろうニュース
沖縄学校事務労働組合



自らの要求は自らの手で！

カンパ送付先

郵便振替 02090-0-2239

沖縄学校事務労働組合

連絡先

okigakurou@gmail.com

新しく学校事務職員になった皆さんへ

採用おめでとございます。今春、学校事務職員になられた皆さんを歓迎します。

このミニコミ紙をあなたに送っている私たちは、1993年に結成された県内で唯一の学校事務職員による学校事務職員のための労働組合、沖縄学校事務労働組合（略称：おきがくろう）です。小・中・高校の事務職員で組織しています。

職場としての学校、あいまいな線引き

慣れない仕事に追われあつという間に過ぎた1ヶ月ではなかったでしょうか。

学校を学ぶ場としてではなく、働く場として見てどう感じましたか？今は迫る締切に追いかけても、しばらくしてゆとりができるかと自らがやっている仕事を客観的に眺めることができるようになります。

そのときにあなたは「なにか変だな」と感じるかもしれません。公的なもの私的なものが混じり合い見分けることが難しい、法令よりも慣例が優先される、そんな違和感を感じていませんか。

校務分掌表に示された事務職員の役割として、PTA会計、沖教済事務、特別会計等が記されていませんか。「昔から学校事務職員がやっているから」「事務職員なんだからお金の計算は得意でしょ」と理由にならない理由で私的団体の会計担当にさせられていませんか。

校務分掌とは、校長が部下である職員に校長の権限で行う公的な業務を割り振るものです。PTAや沖教済、教職員互助会はただの任意組織なので、事務職員の仕事ではありません。勤務時間内に任意組織の業務を行うことは、職務に専念する義務に反する行為です。場合によっては、減給を含めた懲戒処分の対象となります。

また特別会計は、寄付金を主な収入源とする、いわゆる闇会計なので、関わりと法律に抵触す

る恐れすらあります。学校へ寄付金があったなら、それは学校を設置した県や市町村の収入として納めなければなりません。学校の中に寄付金を留め置いて使うことはできません。

このような公務外の仕事を押し付けられた際には、「公務の範疇でなら引き受けます。寄付金は市町村の会計に採納し、沖教済会計は公務でないので校長は命令できないのではないですか」と断ることができます。

学校事務職員としての誇りのために

2002年の途中まで公立学校職員の給料は、現金で支払われていました。資金前渡口座に入ったお金を給料袋に仕分けて入れて、職員に手渡ししていました。本来、給料全額を渡すべきなのですが教員側の要望で、沖教済会費、PTA会費、労働組合会費、職員互助会会費等10項目ほどの諸経費を金種明細を作りなおし、事務職員が天引きする作業を行っていました。

この行為は法定外控除と呼ばれ法律の裏付けがある行為ではありません。しかし、そこは学校という非常識が常識となる場の力学で、多数派教育職員の私的な便宜のために少数派事務職員が犠牲になるという構図になっていました。

この法定外控除に真っ向から立ち向かったのが沖学労です。当時、法定外控除を行わないことを宣言した沖学労組合員へ管理職を含めた教員たちからの恫喝、懐柔、村八分的無視や既存の教員組合から様々な圧力が加えられました。

公務に関係ない私的な支払いであっても、教育に直接携わっている自分たちが、より教育活動に専念できるようにするのが、学校にいる少数職種の役割だとの教育職員の身勝手な思い込みが噴出したのです。外からみれば一見民主的な職場のように見える学校も、ひと皮剥けば職種差別が横行する職場でした。

労働組合として立ち向かう

学校現場で法や条例に反する天引き業務が事務職員に押しつけられている状況を改善するよう沖学労が県教委に要請すると「歴史的経緯があるからやめられない」「事務職員が好きでやっていることだ」「給与支給内訳書に職員の受領印があるのだから、職員は給与の全額を受け取っていることになる。仮に法定外控除が行われているとしても、それは教員と事務職員の間での私的な問題であり、我々が関知しないところで行われていることだ」と法定外控除の存在を認めず、事務職員の置かれている差別的な状況を改善する気は、県教委にはまったくありませんでした。

それでも沖学労組合員は、法定外控除拒否を貫きました。法定外項目の集金をそれぞれの会員に差し戻し、会員内で集金係を決め、手集金させることで解決しました（過去記事参照）。

そして給与の口座振込制の導入にあわせ、県教委も「法定項目以外の控除は、当然、事務職員の職務となるものではない」との文言を明記した通知文を出しました（2002年2月25日付け教総第1632号）。現場で事務職員の感じる悩みを直接、雇用者側に訴えることができる沖学労だからこそ、教員を含まない組織だからこそ学校事務職の尊厳を保つことができたのです。

多数派教育職員の放つ同調圧力

学校には、他にも多くの問題があります。正規の出勤時刻よりも早く出勤し、あいさつ運動や美化活動に参加しなさいと言う管理職がいたり、多忙な年度代わりの時期に入学式等行事の会場設置に駆り出され本来の仕事が滞ったり、休憩時間中にもかかわらず電話番を命ぜられたり、終業時刻になっても終わらず延々と続く職員会議につき合わされたりします。

これらの問題に「なぜ？」と問いかけて返ってくる言葉は「教員が授業に専念できるようサポートするのが事務職員の仕事だ」「児童生徒から見れば、事務職員も“先生”だ」という理由にならないものばかりです。事務職員が教員の仕事を手助けしても、教員が事務職員の仕事を

助けてくれることはないのだけれど。

事務職員が本来の仕事を完璧にこなしたとして、校長や教員が気付くものではありません。しかし、事務職員が教員のように振る舞い働くと高い評価を受けるのです。人事評価結果を給与に反映させるようになって5年目になります。

学校事務の業務についてほとんど知識の無い管理職に評価される人事評価制度により、昇給時期が早くも遅くもなったり、勤勉手当の額が10万円以上も違ったりします。

高評価が高い給与に直結する人事評価制度の下、本来の仕事をより良くこなしていくよりも、校長や教員たちにとって分かりやすい「便利な事務職員」であるほうが得だと考える人がいたとしても仕方のないことです。それは、個人のせいではなく制度のせいなのですから。でも。

労働者として学校という職場に立つ

学校という職場で働き始めたばかりのあなたが、理不尽な扱いを受けたとき、仕事でない仕事を押しつけられたとき、仕事で困ったとき、職場の人間関係で困ったときには、同じ悩みを経験し解決の道筋を探してきた沖学労組合員に相談してください。私たち沖学労は少人数の組合ですが、人数は多いけれど活動は他人まかせの既存の組合とは違います。組合員の困りごとを活動に直結させ、組合員とともに解決していく気概を持った組合であると自負しています。

学校事務職員のことを一番よく知っているのは、私たち学校事務職員です。学校事務職員で組織する労働組合である沖縄学校事務労働組合は、学校事務という職業をより働きがいのあるものにし、より働きやすい職場をつくることを目的に活動しています。

沖学労に興味を持たれた方は、最初のページ右上にある連絡先に連絡してください。また、沖学労はホームページを持っています。左のQR



コードからHPへ。過去のJIMJIMを読むこともできます。ご一読願います。あなたの学校事務人生の役に立つでしょう。（濱）

